

2023年6月2日

報道関係各位

一般社団法人日本少額短期保険協会  
東京都中央区八丁堀三丁目12番8号  
HF 八丁堀ビルディング2F  
会長 渡邊 圭介

## 事務局元職員による不祥事件の発生について

この度、当協会において過去に経理業務を担当していた事務局元職員による長期にわたる横領および会計帳簿の改ざんが生じていたことが判明いたしました。

公共的役割を担い、信用を旨とする当協会におきまして、このような不祥事件が発生し、信頼を損ねることになりましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、このような不正が起らないよう、役職員全員が一丸となり再発防止策の徹底に取り組んでまいります。

### 1. 事案の概要

経理業務を担当していた元職員が、2014年度から退職する前年度（2021年度）まで反復的に協会の資金を不正に引き出し、それを隠ぺいするために会計帳簿を改ざんしていたことが判明しました。当協会による調査では、累計事故件数および金額は94件、32,794,000円となっております。

なお、当協会では元職員に対する上記金額の返還請求を行い、5月10日に同金額および法定利息による遅延損害金の全額を一括回収しております。

### 2. 発覚および調査の経緯

元職員の後任者が初の決算（2022年度）作業を実施する中で、幾つかの不備等が発覚したことを契機として当協会では調査を続けてまいりました。

2023年5月に、元職員が横領・不正を行ったことを認め、事実関係が概ね明らかになったことから本件の公表に至りました。

### 3. 当協会の対応

#### （1）会員会社様への対応

全会員会社の皆さまに対して、6月1日に本不祥事件に関する説明会を実施し、謝罪を申し上げるとともに事案の概要、発覚経緯・原因、再発防止策等につきまして報告し会員の皆様からの質問にお答えしております。

#### （2）第三者委員会の設置

2023年5月に外部専門家（弁護士、公認会計士）から構成される第三者委員会を設置しており、本件に関する更なる調査の実施、事実認定、原因分析を行うほか再発防止策に関する提言をいただきます。

なお、同委員会による最終報告につきましては改めて概要報告させていただきます。

【第三者委員会 委員】（五十音順）◎は委員長

◎相葉 和良 氏（弁護士／相葉総合法律事務所）

有馬 義憲 氏（公認会計士／有馬公認会計士事務所）

楠見 昭夫 氏（弁護士／楠見法律事務所）

白土 将志 氏（公認会計士／白土公認会計士事務所）

#### （３）責任の明確化と関係者の処分

現在、第三者委員会による調査を実施しており、結果が判明次第、関係者に対して厳正な処分を行います。

#### （４）再発防止策

今般の事態を厳粛に受け止め、既に経理業務における管理体制の見直しに着手しておりますが、今後の第三者委員会による調査・提言も踏まえ実効的な再発防止策の策定や職員に対するコンプライアンス教育の充実を通じ、内部管理態勢全般の強化を図ることで信頼回復に取り組んでまいります。

【本件に関するお問い合わせ】

一般社団法人 日本少額短期保険協会（小泉・大槻）

電話番号：０３－６２２２－４４２２

受付時間：平日９：００～１７：００